

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市個人情報保護条例の一部改正  
 (総務課) 4
- 亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例の一部改正  
 (市民課) 8
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正  
 (教育総務課) 9
- 亀岡市暴力団排除条例 (議会事務局) 10

### —— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正  
 (税務課) 15
- 亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正  
 (総務課) 17
- 亀岡市事務分掌規則等の一部改正  
 (市民課) 18
- 亀岡市職員児童手当支給規則の廃止  
 (人事課) 24

### —— 告 示 ——

- 平成24年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率  
 (保険医療課) 25
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 25
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 26
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 26

- 自動車臨時運行許可番号の失効  
 (市民課) 27
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 28
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 29
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 29
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (こども福祉課) 30
- 亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部改正 (市民課) 33
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 34
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 34
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 35
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 35
- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 35
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 36
- 指定地域密着型サービス事業の廃止  
 (高齢福祉課) 36
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 37

—— 訓 令 ——

- 亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る検討委員会設置要綱  
(環境クリーン推進課) 37
- 児童手当事務取扱規程の廃止  
(こども福祉課) 38
- 亀岡市事務処理規程の一部改正  
(人事課) 38
- 亀岡市事務事業評価実施要綱の廃止  
(夢ビジョン推進課) 39

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更をした計画書の縦覧 (農林振興課) 40
- 農用地利用集積計画の縦覧  
(農林振興課) 40

—— 任免及び辞令 ——

**監査委員欄**

—— 公 表 ——

- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 42
- 平成23年度行政監査結果に対する措置状況 43
- 平成23年度行政監査結果に対する措置状況 44
- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 45
- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 49
- 平成23年度行政監査結果に対する措置状況 51

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 53
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 53
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 53

**上下水道部欄**

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正 54
- 亀岡市指定給水装置工事事業者規程及び亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程の一部改正 73

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 74

—— 公 告 ——

- 公募型(簡易)指名競争入札の執行 74

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員(看護師)採用試験の結果 76

---

## 公布された条例のあらまし

---

### 亀岡市個人情報保護条例の一部を 改正する条例要綱

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び亀岡市情報公開条例との整合を図り、保有個人情報の開示請求が多様化している現状に適切に対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

### 亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印 鑑条例の一部を改正する条例要綱

- 1 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係する2条例について住民基本台帳に記録される外国人住民に関する規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成24年7月9日から施行することとした。

---

### 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正す る条例要綱

- 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に

伴い、保育料を減額する限度額の適用条件の施設名称を改正することとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用することとした。

## 条 例

亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第21号

亀岡市個人情報保護条例の一部を  
改正する条例

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第27条」に、「第26条」を「第28条」に、  
「第5章 雑則（第27条―第29条の2）  
第6章 罰則（第30条―第35条）」  
を  
「第5章 事業者に対する措置（第29条―  
第31条）  
第6章 雑則（第32条―第35条）  
第7章 罰則（第36条―第41条）」  
に改める。

第2条第2号中「国及び地方公共団体を除く。」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。」に改め、同条第3号ア中「法人その他の団体」を

「法人等」に改め、同条第5号イ中「前ア」を「ア」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

第9条第3項中「前項第5号」を「前項第6号」に、「もの」を「者」に改める。

第10条中「当該実施機関は」を「実施機関は」に改め、同条第1項第5号中「当該実施機関」を「実施機関」に改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

第10条第2項中「もの」を「者」に、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第11条第2項中「その他」を「その他の」に改める。

第12条第1項中「もの」を「者」に改める。

第13条第1項中「公文書に記録されている自己に係る個人情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に、「第16条、第17条及び第18条において同じ。以下「自己情報」という。」を「第17条、第18条及び第19条において同じ。」に改め、同条第2項中「制限能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同条第3項中「第16条、第17条及び第18条」を「第17条、第18条及び第19条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

第14条を次のように改める。

（開示しないことができる保有個人情報）  
第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないこ

とができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、開示請求者に開示しないことが正当であると認められるもの

(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人

等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報

イ 人の生活又は財産を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報

(5) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなど、開示することにより公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(6) 実施機関が行う許可、認可、争訟等その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれがあるもの

(7) 市と国等との間における協議、依頼、協力等により行う事務に関して実施機関が保有する情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれがある情報

第15条第1項中「前条各号のいずれかに該当する個人情報」を「不開示情報」に、「当該部分を容易」を「不開示情報に該当する部分を容易」に改め、同条第2項中「前条各号のいずれかに該当する」を「不開示情報を含む」に改める。

第35条を第41条とする。

第34条中「第30条、第31条及び第33条」を「第36条、第37条及び前条」に改め、同条を第40条とする。

第33条を第39条とする。

第32条中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条を第38条とする。

第31条を第37条とし、第30条を第36条とする。

第6章を第7章とする。

第29条の2中「規則」を「、規則」に改め、同条を第35条とする。

第29条第2項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「その他これらに類する施設」を「その他の本市の施設」に改め、同条を第34条とする。

第28条を第33条とする。

第27条中「保有個人情報の開示」を「個人情報の保護」に改め、同条を第32条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 事業者に対する措置

(説明又は資料提出の要請)

第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするため必要な限度において、説明又は資料の提出を要請することができる。

(勧告)

第30条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第31条 市長は、事業者が、第29条の規定による要請に正当な理由なく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、

審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、審議会は、当該事業者の意見を聴取するものとする。

第26条第1項中「第20条第1項及び第22条第1項」を「第21条第1項及び第24条第1項」に、「審査会」を「亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条を第28条とする。

第25条中「第21条」を「第23条」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第27条とする。

第24条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第26条とする。

第23条第1項中「に対し、当該実施機関が保有している自己情報の取扱いが、」を「が自己を本人とする保有個人情報を」に、「不適正である」を「取り扱っている」に、「当該自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項第1号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)」を加え、同項第2号中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「第16条の訂正、第17条の削除及び第18条の利用中止」を「第17条の訂正、第18条の削除及び第19条の利用停止」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第22条第3項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「、訂正等」を「訂正等」に改め、同条を第24条とする。

第21条第1項中「前条第1項」を「第21条第1項」に、「、開示請求に係る個人情報」を「開示請求に係る保有個人情報」に、「自己

情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項中「自己情報の開示の方法」を「前項の開示の方法」に改め、同項後段を削り、同条を第23条とする。

第20条第1項中「前条第1項」を「第13条第1項」に、「開示の請求書の提出」を「開示請求」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第20条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項前段に次のただし書を加え、同条を第21条とする。

ただし、前条第3項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第21条の次に次の1条を加える。

(第三者情報の開示等)

第22条 実施機関は、開示決定等をしようとする場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

第19条第1項中「第16条の訂正、第17条の削除又は前条の利用中止」を「第17条の訂正、第18条の削除又は前条の利用停止（以下「開示等」という。）」に改め、「者」の次に「（以下「開示等請求者」という。）」を加え、「請求書」を「書面（以下「開示等請求書」という。）」に改め、同項第1号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）」を加え、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第3号中「規則」を「規則」に改め、同条第2項

中「前項の規定による請求書を提出しようとする者」を「開示等請求者」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同項の次に次の1項を加え、同条を第20条とする。

3 実施機関は、開示等請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第18条の見出し中「利用中止」を「利用停止」に改め、同条中「実施機関が」を「、実施機関が」に改め、「よらないで」の次に「自己を本人とする」を加え、「自己情報」を「当該保有個人情報」に、「の中止」を「の停止」に、「利用中止」を「利用停止」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「実施機関が」を「、実施機関が」に改め、「よらないで」の次に「自己を本人とする保有」を加え、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「実施機関の」を「、自己を本人とする」に、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(亀岡市情報公開条例の一部改正)

2 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウを次のように改める。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第3号中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体」を「独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第13条中「地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

（亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

3 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改める。

「揭示済」

亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第22号

亀岡市営火葬場条例及び亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

（亀岡市営火葬場条例の一部改正）

第1条 亀岡市営火葬場条例（昭和39年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「満12歳以上」を「12歳以上」に、「満12歳未満」を「12歳未満」に、「満1歳未満」を「1歳未満」に改め、同条の表備考1中「記録又は外国人登録原票に登録をしている場合」を「記録されている場合」に改める。

第7条第1号中「うけている者」を「受けている者」に改める。

（亀岡市印鑑条例の一部改正）

第2条 亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下

「法」という。)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「満15歳未満」を「15歳未満」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)にあっては、住民基本台帳に記録されている通称(以下「通称」という。)、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名による表記(以下「片仮名表記」という。)、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているものを除く。)

第6条中「うち」を削り、同条第2号中「氏名」の次に「(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)」を加える。

第7条第2項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)」を加える。

第9条中「及び外国人登録原票」を削る。

第11条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 登録者が死亡、転出等(外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなった場合(日本の国籍を取得した場合を除く。)を含む。)により住民票を抹消したとき。

- (3) 氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第6条第1

号に該当することとなったとき。

第15条第2項中「もの」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(旧条例の規定に基づく印鑑の登録及び登録の申請の取扱い)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の亀岡市印鑑条例第3条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けている者又はその登録の申請をしている者であって、この条例の施行の日において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものは、第2条の規定による改正後の亀岡市印鑑条例第3条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けている者又は登録の申請をしている者とみなす。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第23号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条」に改める。

第3条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

第4条第2項ただし書中「及び特別支援学校の幼稚部に在籍する又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に通う若しくは児童デイサービス」を「若しくは特別支援学校の幼稚部に在籍する若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第24号

亀岡市暴力団排除条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策（第6条—第7条）

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等（第8条）

第3節 公共工事からの暴力団排除（第9条）

第3章 事業者の遵守事項等（第10条—第13条）

第4章 青少年の健全育成を図るための措置（第14条）

第5章 雑則（第15条—第16条）

第6章 罰則（第17条—第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為

を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

エ 暴力団員がその事業活動を支配する者

(5) 市民等 市民（市内に住所を有する者及び通勤者、通学者等市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。）及び事業者（市内で事業を行う個人及び法人をいう。）をいう。

(6) 公共工事 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、国、京都府、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 第2章 市の施策

### 第1節 市の基本的な施策

（市の事務事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。

### 第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等

（市が設置した公の施設の使用の不承認等）

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治

法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

### 第3節 公共工事からの暴力団排除

（公共工事からの暴力団排除）

第9条 市は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者（以下「下請契約者」という。）は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者（以下「物品納入等契約者等」という。）は、市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者

- (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (4) 前項各号に掲げる者
- (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額（市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合については、この限りでない。

6 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

### 第3章 事業者の遵守事項等

（暴力団威力利用行為の禁止）

第10条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益供与の禁止）

第11条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その

他の財産上の利益の供与を行ってはならない。  
(契約時における措置)

第12条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

- (1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
- (2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。

2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(行政処分)

第13条 事業者が暴力団員等である場合又は第10条若しくは第11条の規定に違反した場合は、市は、指名停止、入札参加資格取り消しその他の行政処分を行うものとする。

#### 第4章 青少年の健全育成を図るための措置

(青少年に対する教育等のための措置)

第14条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校をいう。)において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年

に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるよう努めるものとする。この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第17条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第9条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第18条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表す

るほか、法人を被告人又は被疑者とする場合  
の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

# 規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第26号

## 亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「変更又は決定」を「決定又は変更」に改める。

別記第36号様式中

「

扶養親族該当区分								
控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	そ の 他	同 障	特 障	他 障

」を

「

控 配	老 配	扶養親族該当区分							
		特 定	同 老	老 人	16 歳 未 満	そ の 他	同 障	特 障	他 障

」に改める。

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式(第20条関係)

年度 市民税・府民税の決定または変更通知書

納税義務者(生年月日) 通知番号
様(年月日)
世帯番号 行政区コード 指定番号 受給者番号

区分 変更前の額 変更後の額 差引増減額
所得金額
雑損控除
医療費控除
小規模企業共済掛金控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除
障・賽・勤控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
基礎控除
総所得課税標準額
分離課税標準額

区分 変更前の額 変更後の額 差引増減額
市 総所得の所得割額
分離課税の所得割額
府 均等割額
計(100円未満切捨)
総所得の所得割額
分離課税の所得割額
均等割額
計(100円未満切捨)
年 税 額

整理番号
備考
(単位 円)
本書のとおり決定(変更)した
ので通知します。
平成 年 月 日
亀岡市長 印

◎給与特別徴収月割額

特徴税額 変更前の額 変更後の額 差引増減額
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
4月
5月

◎普通徴収月割額

普通税額 変更前の額 変更後の額 差引増減額
1期
2期
3期
4期
5期
6期
7期
8期
9期
10期
11期
12期
1月
2月

◎年金特別徴収月割額

徴収税額 変更前の額 変更後の額 差引増減額
4月
6月
8月

◎年金特別徴収月割額

特徴税額 変更前の額 変更後の額 差引増減額
10月
12月
2月

◎来年度における年金特別徴収月割額

変更前の額 変更後の額 差引増減額
4月 8月
6月

市・府民税の賦課の根拠について

地方税法第294条及び亀岡市税条例第23条の規定により市内に住所を有する(1月1日現在)個人、市内に事務所、事業所、又は、家庭敷を有する個人で、市内に住所を有しない者も市民税が課せられます。

地方税法第24条及び京都府府税条例第24条の規定により市民税が課せられる個人に対しては府民税が課せられます。
◎この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

◎滞納処分について
納期限を過ぎても納付しただけの場合は、督促状を発送します。督促後10日を過ぎても納付がないときは、滞納処分を受けることになります。
◎滞滞金
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各々の前年の1月31日を経過する時点における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基礎割引率に年4%を加算)の割合が年7.3%に満たない場合は年4%を加算)の割合を乗じて算出した額となります。

◎退職等により特別徴収から普通徴収に切り替えた方について
あなたの市民税・府民税は、今まで特別徴収として6月から翌年5月まで、12回に分けて給料から差し引いて勤務先から毎月納入していただいております。あなたが途中で退職(休職、その他の理由)されたため、給料から差し引けなくなりましたので残額を地方税法第321条の規定により、あなたから直接納付していただく普通徴収に切り替えたので通知します。

◎税額の計算方法



◎税率

市民税 3,000円 府民税 1,000円
所得割(総合課税分) 市民税 6% 府民税 4%

◎分離課税による所得割の税率

課税所得金額 市民税 府民税
山 林 6.0% 4.0%
分贈短期譲渡(一般分) 5.4% 3.6%
分贈短期譲渡(軽減分) 3.0% 2.0%
居住用財産 6,000万円以下の部分 2.4% 1.6%
居住用財産 6,000万円を超える部分 3.0% 2.0%
優良住宅地等 2,000万円以下の部分 2.4% 1.6%
優良住宅地等 2,000万円を超える部分 3.0% 2.0%
一般の長期譲渡 3.0% 2.0%
株式等の譲渡 1.8% 1.2%
上場株式等の配当 1.8% 1.2%
先物取引 3.0% 2.0%

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額 1,000万円以下部分 1,000万円超部分
市民税 府民税 市民税 府民税
利益の配当等 1.0% 1.2% 0.8% 0.6%
外債証券等証券投資信託以外 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外債証券等証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎所得控除

雑損控除
医療費控除
社会保険料控除等
生命保険料控除
配偶者特別控除
基礎控除

◎税額控除(調整控除)

調整控除
基礎控除
障害者控除
寡妻・寡夫控除
勤労学生控除

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

配当割額又は株式等譲渡所得割額
寡妻・寡夫控除
勤労学生控除

◎税額控除(住宅借入金等特別控除)

前年分の所得税額
前年分の所得税額
前年分の所得税額

◎税額控除(寄附金税額控除)

寄附金
寄附金
寄附金

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記第36号様式及び別記第37号様式については、平成24年度の市民税・府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市個人情報保護条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成12年亀岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

「自己情報」を「保有個人情報」に、「利用中止」を「利用停止」に改める。

第3条第1項中「第19条」を「第20条」に、「請求書の提出」を「開示等請求書の提出」に改め、同条第2項中「請求書」を「開示等請求書」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第20条第1項第3号」に改める。

第4条第1項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「第22条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条第2項中「第20

条第4項及び第22条第5項」を「第21条第4項及び第24条第5項」に改める。

第5条中「第21条第2項」を「第23条第2項」に改める。

第6条中「第23条第2項」を「第25条第2項」に改める。

第7条中「第23条第4項」を「第25条第4項」に改める。

第8条第1項中「第25条の」を「第27条に規定する」に改める。

第10条中「第28条」を「第33条」に改める。

別記第2号様式中「  
様」を「（宛先）亀岡市長」に、「第19条の規定に基づき」を「第20条の規定により」に改める。

別記第3号様式中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改める。

別記第4号様式中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改める。

別記第5号様式中「第22条第1項」を「第24条第1項」に、「利用を中止」を「利用を停止」に改める。

別記第6号様式中「第20条第4項及び第22条第5項」を「第21条第4項及び第24条第5項」に改める。

別記第7号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「第23条第2項」を「第25条第2項」に改める。

別記第8号様式中「第23条第4項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（亀岡市文書取扱規則の一部改正）
- 2 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第69条第3項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「記録された個人情報」を「記録された保有個人情報」に改める。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(亀岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 亀岡市事務分掌規則(平成12年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3環境市民部の部市民課の項中「外国人登録法」を「特別永住者及び在留管理」に改める。

(亀岡市公印規則の一部改正)

第2条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第10の項中「住民基本台帳カード裏面追記領域記載事項専用」を「住民基本台帳カード裏面追記記載事項並びに特別永住者証明書及び在留カード裏面住居地記載欄記載事項用」に改め、同表第12の項中「戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録証明及び電子証明事務用」を「戸籍法(昭和22年法律第224号)及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務及び証明、

印鑑登録証明並びに電子証明事務用、特別永住者証明書交付予定通知書並びに特別永住者に係る送付及び報告書」に改め、同表第19の項中「戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録証明及び電子証明事務用、自動車臨時運行許可、死体埋火葬許可、火葬場使用許可並びに火葬執行証明用」を「戸籍法及び住民基本台帳法に基づく事務及び証明、印鑑登録証明並びに電子証明事務用、特別永住者証明書交付予定通知書、特別永住者に係る送付及び報告書並びに死体埋火葬許可、火葬場使用許可、火葬執行証明並びに自動車臨時運行許可用」に改める。

(亀岡市生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 亀岡市生活保護法施行細則(平成13年亀岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「外国人登録手帳」を「在留カード等」に改め、「・出生地」を削る。

別記第12号様式中「うけた」を「受けた」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第16号様式中「あて先」を「宛先」に、「申告もれ」を「申告漏れ」に改める。

別記第17号様式中「あて先」を「宛先」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記第18号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第19号様式中「あて先」を「宛先」に、「すべて」を「全て」に、「もの」を「者」に改める。

別記第23号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正)

第4条 亀岡市循環型社会推進条例施行規則

(平成13年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「申込み」を「申込」に改める。

第13条及び第15条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第22条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「汚でい」を「汚泥」に改め、「又は外国人登録済証明書」を削り、「附近」を「付近」に改める。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「汚でい」を「汚泥」に改める。

別記第9号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正)

第5条 亀岡市印鑑条例施行規則(平成6年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録原票」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

文書の種類	様式
印鑑登録申請書・印鑑登録廃止申請書・登録者暗証番号登録申請書	別記第1号様式 (条例第4条関係) (条例第10条関係) (条例第14条関係)
照会書、回答書及び代理権授与通知書	別記第2号様式 (条例第5条関係)
印鑑登録原票	別記第3号様式 (条例第7条関係)
印鑑登録証	別記第4号様式 (条例第8条関係)
登録者暗証番号登録申請の照会書、回答書及び代理権授与通知書	別記第5号様式 (条例第10条関係)
印鑑登録者識別カード	別記第6号様式 (条例第10条関係)
印鑑登録証・印鑑登録者識別カード再交付申請書	別記第7号様式 (条例第11条関係)
登録者暗証番号変更申請書	別記第8号様式 (条例第12条関係)
登録者暗証番号廃止申請書	別記第9号様式 (条例第13条関係)
印鑑登録の抹消通知書	別記第10号様式 (条例第15条関係)
印鑑登録証明書	別記第11号様式 (条例第16条関係)
印鑑登録証明書交付申請書	別記第12号様式 (条例第17条関係)
代理権授与通知書	別記第13号様式 (第4条関係)
印鑑登録申請者、暗証番号登録申請者、暗証番号変更申請者、暗証番号廃止申請者の保証書	別記第14号様式 (第4条関係)

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

印鑑登録申請書・印鑑廃止申請書  
登録者暗証番号登録申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

- 印鑑登録
- さくらカード登録  
(印鑑登録者識別カード)  
(代理人による登録はできません)
- 印鑑廃止

上記のことについて、次のとおり申請します。

窓口に 来られた方	住所	(電話)			
フリガナ 氏名	@	性別	男・女	生年月日	年 月 日

どなたの登録・廃止が必要ですか？（廃止の場合は廃止理由等もご記入ください）

<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 本人以外（登録・廃止される方の住所・氏名をご記入ください）				廃止理由 1 登録印鑑の亡失 2 登録印鑑の変更 3 登録証（カード）の亡失 4 その他 登録証番号 登録証の返納
登録印鑑	暗証番号 (さくらカード登録の方) 4ケタの数字を書いてください	登録印鑑	住所 亀岡市	性別 男・女	登録証 番号	
□	□	□	□	□	□	
		氏名	生年月日	年 月 日	登録証 の返納 年 月 日	

- ◆代理人の場合は、委任の旨を証する書面を添付してください。なお、即日交付はできません。
- ◆本人の場合でも即日交付できない場合があります。◆暗証番号の登録の際は、必ず「印鑑登録証」を添えて申請してください。（交換時のみ）

<input type="checkbox"/> 本人確認		<input type="checkbox"/> 代理人確認（免、保、バ、住B、年金、他（ ）(No. _____)		
1 照会書	期限	年 月 日	確認	年 月 日
2 免許証	パスポート・住基カード等	(No. _____)	印鑑番号	
3 保証書	保、年金、他（ ）	(No. _____)	登録証番号	
4 その他	( )		登録証受領者氏名	
				受領印
				@

受	付	作	成	照	合	交	付
---	---	---	---	---	---	---	---

別記第2号様式中「身分証明書」を「本人確認証」に、「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式

印 鑑 登 録 原 票

印 鑑	氏 名	性 別	
□	生 年 月 日		
	住 所		

備 考
-----

登 録 番 号			
登 録 年 月 日		登 録 事 由	
廃 止 年 月 日		廃 止 事 由	
登 録 証 番 号			

別記第4号様式中「受付け」を「受付」に、「登録証と代理人に認印を」を「登録証を代理人に」に、

「5 転出、廃鑑、死亡等の場合はこの登録証を返してください。」を

「5 転出、廃鑑、死亡等の場合は、この登録証をお返してください。

6 窓口では申請者の本人確認書類の提示をお願いします。」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「身分証明書」を「本人確認証」に、「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改め、「提出に」の次に「(さくらカードの受領に)」を加え、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「カードと代理人の認印を」を「カードを代理人に」に、

「◆ このカードは、折り曲げたり磁気に近づけないでください。」を

「◆ このカードは、折り曲げたり磁気に近づけないでください。

◆ 窓口では申請者の本人確認書類の提示をお願いします。」

に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式

印鑑登録証 再交付申請書  
印鑑登録者識別カード

(宛先) 亀岡市長

次のとおり再交付を申請します。

年 月 日

窓口に来られた方 (申請者)	住 所	亀岡市			
	氏 名	◎		世 帯 主	
	生年月日	年	月	日	性 別 男 ・ 女
再 交 付 の 理 由	(数字を○で囲む) 1 汚損 2 毀損			旧登録証番号	
				新登録証番号	
再交付する方 (該当の番号を○で囲んでください。) 1 本人      2 本人以外 (下記の欄にご記入ください。)			新 登 録 証 受 領 者 氏 名		◎
住 所			受 付	作 成	照 合
氏 名					
生年月日					
確認方法	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード (No. ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

第8号様式

登録者暗証番号変更申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

次のとおり印鑑登録者識別カードの暗証番号の変更を申請します。

本人	住 所	亀岡市	性別	暗 証 番 号				
	氏 名			男・女	4ケタの数字を書いてください			
	生年月日	年 月 日						

申請の理由

(該当する理由を○で囲んでください。)

- 1 暗証番号を忘れたため
- 2 暗証番号を第三者に知られたため
- 3 その他 ( )

[注意事項]

※代理人による暗証番号の変更はできません。

※暗証番号の変更の際は、必ず「印鑑カード」を添えて申請してください。

※本人確認の方法が「照会書」による場合は、即日変更はできません。

確認方法	1 照会書	期限	年 月 日
	2 免許証、パスポート、住基カード等	(No. _____)	
	3 保証書 保、年金、他 ( )	(No. _____)	
	4 その他 ( )		

確 認	年 月 日				
登録証番号					
受 付		作 成		照 合	交 付

第9号様式

登録者暗証番号廃止申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

次のとおり印鑑登録者識別カードの暗証番号の廃止を申請します。

本人	住 所	亀岡市	性別	
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日		

[注意事項]

※代理人による暗証番号の廃止届はできません。

※「印鑑カード」を添えて申請してください。

確認方法	1 照会書	期限	年 月 日
	2 免許証、パスポート、住基カード等	(No. _____)	
	3 保証書 保、年金、他 ( )	(No. _____)	
	4 その他 ( )		

確 認	年 月 日				
旧登録証番号					
新登録証番号					
新登録証受領者氏名					
受 付		作 成		照 合	交 付

別記第11号様式を削る。

別記第12号様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第11号様式

印鑑登録証明書

印鑑	氏名	性別
	生年月日	
	住所	

備考

本書は、印鑑登録原票に登録された印影の写しであることを証明します。

年 月 日

京都府亀岡市長



第12号様式

印鑑登録証明書交付申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

窓口に来られた方 (申請者)	住所	(電話)		
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	

印鑑登録証明書	必要な人	登録証番号 No.	枚数 枚	「本人以外」をチェックされた場合、下記の記入をお願いします。 ・必要な方の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 亀岡市 ・必要な方の氏名・生年月日 フリガナ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日
		誰のものが必要ですか <input type="checkbox"/> 本人 (窓口に来られた方) <input type="checkbox"/> 本人以外 →		
	必要な人	登録証番号 No.	枚数 枚	「本人以外」をチェックされた場合、下記の記入をお願いします。 ・必要な方の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 亀岡市 ・必要な方の氏名・生年月日 フリガナ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日
		誰のものが必要ですか <input type="checkbox"/> 本人 (窓口に来られた方) <input type="checkbox"/> 本人以外 →		

◆窓口では申請者の本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 住B	<input type="checkbox"/> 職 <input type="checkbox"/> 資 <input type="checkbox"/> 別紙 <input type="checkbox"/> その他( )	受付	作成	照合	交付
------	---	--	----	----	----	----

別記第15号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「数字を○で囲む」を「該当の番号を○で囲んでください。」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第16号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

(亀岡市自動車臨時運行許可に関する規則の一部改正)

第6条 亀岡市自動車臨時運行許可に関する規則(平成15年亀岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号イを削り、ウをイとする。

第7条第1項及び第8条中「き損」を「毀損」に改める。

別記第1号様式中「異義」を「異議」に、「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第3号様式中「き損」を「毀損」に、「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員児童手当支給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第29号

亀岡市職員児童手当支給規則を廃止する規則

亀岡市職員児童手当支給規則(昭和61年亀岡市規則第25号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第144号

平成24年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成24年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.10
被保険者均等割	25,000円
世帯別平等割	21,000円
世帯別平等割半額	10,500円

軽減額	7割	被保険者均等割	17,500円
		世帯別平等割	14,700円
		世帯別平等割半額	7,350円
	5割	被保険者均等割	12,500円
		世帯別平等割	10,500円
		世帯別平等割半額	5,250円
	2割	被保険者均等割	5,000円
		世帯別平等割	4,200円
		世帯別平等割半額	2,100円

## 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の1.90
被保険者均等割	6,500円
世帯別平等割	5,500円
世帯別平等割半額	2,750円

軽減額	7割	被保険者均等割	4,550円
		世帯別平等割	3,850円
		世帯別平等割半額	1,925円
	5割	被保険者均等割	3,250円
		世帯別平等割	2,750円
		世帯別平等割半額	1,375円
	2割	被保険者均等割	1,300円
		世帯別平等割	1,100円
		世帯別平等割半額	550円

## 3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.40
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	5,000円

軽減額	7割	被保険者均等割	5,950円
		世帯別平等割	3,500円
	5割	被保険者均等割	4,250円
		世帯別平等割	2,500円
	2割	被保険者均等割	1,700円
		世帯別平等割	1,000円

「揭示済」

亀岡市告示第145号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1105-21010

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年6月1日

「揭示済」

亀岡市告示第146号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0124-99072

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年6月6日

「揭示済」

亀岡市告示第147号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年6月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由  
    亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
    JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
    JR馬堀駅前自転車放置禁止区域  
    JR並河駅前自転車放置禁止区域  
    JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
    平成24年6月7日（木）  
    午後1時00分～午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数    15台
- 5 保管場所    JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間    告示の日から3箇月間
- 7 返還期間  
    月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置  
    保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第148号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成24年6月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京241 亀岡	平成24年6月8日	省略	平成24年3月28日

「揭示済」

亀岡市告示第149号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-22037

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年6月8日

「揭示済」

亀岡市告示第150号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

「西別院町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所    省略  
    氏名    廣瀬 一夫
- 2 変更年月日  
    平成24年4月7日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

「東別院町大野区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所    省略  
    氏名    山崎 文雄
- 2 変更年月日  
    平成24年4月8日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第152号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0308-45006

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年6月12日

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1121-33004

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年6月15日

「揭示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額223,200円	年額264,000円	年額303,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額193,200円	年額249,000円	年額303,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯				
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯				

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額226,200円	年額266,000円	年額305,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額196,200円	年額251,000円	年額305,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯				
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯				

」

に改め、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額244,000円	年額303,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額222,000円	年額303,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯			
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯			

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額247,000円	年額305,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額224,000円	年額305,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			

」

に改め、同条第2項ただし書中「及び特別支援学校の幼稚部に在籍する又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に通う若しくは児童デイサービス」を「若しくは特別支援学校の幼稚部に在籍する若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

第5条第2項中「入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類」を「保育料等の減免確認書」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式中「34,500円以下」を「77,100円以下」に、「183,000円以下」を「211,200円以下」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園幼児（太線枠内を記入して下さい）				幼稚園記入欄		
氏名	性別	生年月日	区分	入園年月日	※ 入園料 年度 発生の場合 のみ記入	保育料 ( 年度 年間)
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
幼稚園名				幼稚園		

世帯の状況								
氏名 在園幼児と生計 が同一の者全員 を記入する。	生年月日	性別	続柄	※ 下記のいずれか に該当する兄姉に ○印、在学校等の 名称・学年を記入		市町村民税課税額		
				○印	名称・学年	住宅借入金等特別 税額控除	所得割額	均等割額
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						

- ※① 小学校1年生から3年生までである。  
 ※② 他の幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部に在籍するか又は情緒障害児短期治療施設  
 通所部に通っている。  
 ※③ 小学校就学前であって、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している。

・ 上記のとおり相違ありません。  
 ・ 上記の世帯員の市町村民税課税額及び学校等への在籍状況について、亀岡市教育委員会教育総務課が各行政機関等に確認することを承諾します。

保護者	住 所	
	氏 名	Ⓜ

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。  
 年 月 日  
 (宛先) 亀岡市長  
 幼稚園の設置者 Ⓜ

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「34,500円以下」を「77,100円以下」に、「183,000円以下」を「211,200円以下」に改める。

別記第5号様式中「保育料の減免確認書」を「保育料等の減免確認書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第155号

亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部改正)

第1条 亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱(平成13年亀岡市告示第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条の9」を「第4条の8」に改め、同条第2号中「外国人登録法」を「廃止前の外国人登録法」に改める。

第3条第1項中「本市の外国人登録原票に登録されている者又は」を削り、同条第2項中「本市の外国人登録原票に登録されていない者又は」を削り、「記載のない者」を「記載のないもの」に改め、「登録又は」を削り、「入所措置した者」を「入所措置したことによるもの」に改める。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条第2項中「支払い期月」を「支払期月」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「居住地登録」を「住居地登録」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式まで及び別記第12号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部改正)

第2条 亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱(平成13年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第4条の9」を「第4条の8」に改め、同条第4号中「外国人登録法」を「廃止前の外国人登録法」に改める。

第3条第1項中「本市の外国人登録原票に登録されている者又は」を削り、同条第2項中「本市の外国人登録原票に登録されていない者又は」を削り、「記載のない者」を「記載のないもの」に改め、「登録又は」を削り、「入所措置した者」を「入所措置したことによるもの」に改める。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条第2項中「支払い期月」を「支払期月」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「居住地登録」を「住居地登録」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式まで及び別記第12号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市災害見舞金等支給要綱の一部改正)  
第3条 亀岡市災害見舞金等支給要綱(平成7年亀岡市告示第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第8号中「たい積」を「堆積」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に、「記録されている者又は外国人登録証明書の交付を受けている者」を「記録されているもの」に改める。

(亀岡市交通遺児激励金支給要綱の一部改正)  
第4条 亀岡市交通遺児激励金支給要綱(昭和

61年亀岡市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「者」を「もの」に、同条第3号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に、「満 歳」を「 歳」に改め、「ただし、外国人の場合にあつては、登録原票記載事項証明書(写)」を削る。

(亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成21年亀岡市告示第145号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

(亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部改正)

第6条 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱(平成24年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号及び第8条第2号中「(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書)」を削る。

(亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正)

第7条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成20年亀岡市告示第41号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「又は外国人登録済証明書」を削る。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第156号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0501-63004

1 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年6月20日

「揭示済」

亀岡市告示第157号

地縁による団体において、告示事項の変更があつたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成24年5月26日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略  
氏名 中川 元宏

- (2) 変更年月日  
平成24年5月26日

- (3) 変更理由  
任期满了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第158号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-01017

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年6月26日

「揭示済」

亀岡市告示第159号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2105-11002

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年6月26日

「揭示済」

亀岡市告示第160号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年6月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第161号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年6月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由  
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域  
JR並河駅前自転車放置禁止区域  
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
平成24年6月28日（木）  
午後1時00分～午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 14台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間  
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第162号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成24年6月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 指定事業所番号  
2674000233
- 2 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社 日本メディケアサポート
- 3 事業所の名称及び所在地  
京都グループホームそよ風  
京都府京都市西京区榎原杉原町6

- 4 サービスの種類  
     認知症対応型共同生活介護  
     介護予防認知症対応型共同生活介護
- 5 事業の廃止年月日  
     平成24年6月30日

「揭示済」

亀岡市告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成24年6月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 申請者  
     株式会社 ユニマットそよ風
- 2 介護保険事業所番号  
     2694000072
- 3 事業所の名称  
     京都ケアセンターそよ風
- 4 事業所の所在地  
     京都市西京区樫原杉原町6
- 5 サービスの種類  
     認知症対応型共同生活介護  
     介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日  
     平成24年7月1日

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 亀岡市が実施する亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事の適正かつ円滑な事業推進を図るため、亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 見積発注仕様書及び入札発注仕様書の決定
- (2) 入札参加者により提出された見積設計図書に係る審査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務

（組織）

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当副市長、企画管理部長、総務部長、

環境市民部長及び環境市民部理事

(2) 知識経験を有する者のうちから市長が委  
嘱するもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、担当副市長をもって充て、副委  
員長は、環境市民部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す  
る。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事  
故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委  
員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ  
会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会  
議に出席させ、意見又は説明を聴くことがで  
きる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境市民部環境ク  
リーン推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会  
の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定  
める。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行し、  
平成25年3月31日限り、その効力を失う。

亀岡市訓令第6号

庁中一般

児童手当事務取扱規程を廃止する訓令を次の  
ように定める。

平成24年6月15日

亀岡市長 栗山正隆

児童手当事務取扱規程を廃止する  
訓令

児童手当事務取扱規程（昭和46年亀岡市訓  
令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年6月15日から施行  
する。

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正  
する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「代って」を「代わって」に改める。

第15条中「人事課長」を「、人事課長」に改める。

第16条第3号中「勤務割当」を「勤務割当て」に改める。

第22条第3号中「及び外国人登録」を「、特別永住者及び在留管理」に改める。

第38条中「関すること」の次に「は、税務課副課長が専決する」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

---

亀岡市訓令第8号

庁中一般

亀岡市事務事業評価実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務事業評価実施要綱を廃止する訓令

亀岡市事務事業評価実施要綱（平成15年亀岡市訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年6月20日から施行する。

# 公 告

亀岡市公告第18号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成24年6月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年6月7日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第19号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成24年6月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年6月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

湯 浅 英 雄

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は平成25年8月31日までとします

(各 通)

神 谷 康 隆

永 井 秀 之

亀岡市市医に委嘱します

神 谷 康 隆

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

平成24年6月1日

森 田 佳 之

亀岡市桜塚クリーンセンター基幹的設備改良工  
事に係る検討委員会委員に委嘱します

平成24年6月21日

澤 田 徳 子

亀岡市教育委員会委員の任命を解きます

平成24年6月30日

## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月6日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

### 平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>総務部</p> <p>(ア) 総務課</p> <p>a 庁舎の目的外使用料の納入通知書において、年度当初に会計年度単位で定めた使用料の納期限が5月6日となっていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされた。</p> <p>b 庁舎の目的外使用許可事務において、使用許可申請書に使用期間が記載されていないものや申請書に不備のあるものが見受けられた。</p> <p>財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産</p>	<p>平成24年度の庁舎の目的外使用料に係る納入通知書については、4月末日が休日に当たるため、その翌日の5月1日を納期限として4月16日に納入通知書を発送した。</p> <p>平成24年度の庁舎の目的外使用許可事務においては、使用許可申請の受付の際に、記載不備のないよう十分注意して、事務処理を行った。</p>

<p>の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならぬと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされた。</p>	
--	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月6日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>総務部                      総務課</p> <p>ア 予定価格は設定されているか。                      業務委託契約において決裁書に、「当該予算額をもって予定価格とする」と記載されていたものがあった。                      ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>イ 随意契約の適用条項と理由は適正か。                      随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。</p>	<p>財務規則に基づき、適正な予定価格を設定することとした。</p> <p>契約事務の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用することとした。</p>

また、予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第5号を適用していた。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月22日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部                      都市整備課                      ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。                      土地賃貸借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。                      イ 予定価格は設定されているか。                      決裁書に、「賃借料等」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。</p>	<p>随意契約理由及び適用条項を明記し、適正な事務処理を行うこととした。                       財務規則に基づき、適切な予定価格を設定するよう措置した。</p>
<p>桂川・広域交通課                      ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。</p>	

<p>土地・建物賃貸借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていないかった。</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁書に、「賃貸借契約額」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。</p> <p>道路河川課</p> <p>ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあるが、第5号及び第6号を適用しているものがあった。</p>	<p>随意契約理由及び適用条項を明記し、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>財務規則に基づき、適切な予定価格を設定するよう措置した。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものは第1号を適用するよう措置した。</p>
--	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月22日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部</p> <p>ア 都市計画課</p> <p>(ア) 市有地占用料にかかる収入事務について、調定を行う前に納入通知書が送付され事後調定となっているものがあった。</p> <p>地方自治法及び同施行令並びに財務規則には、歳入を収入する時は、調定を</p>	<p>市有地占用料にかかる収入事務について、財務規則に基づき、適正な事務処理を行うこととした。</p>

行った後、必要事項を記載した納入通知書で納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされた  
い。

(イ) 市有地占用料の納入通知書において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が財務規則で定めた日ではなかった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされた  
い。

イ 都市整備課

(ア) 公園占用料、公園使用料及び市有地占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされた  
い。

(イ) 都市公園の占用許可事務について、許可申請書に占用の期間が記載されていないものがあった。

都市公園法第6条第2項及び亀岡市都市公園条例第8条第2項には、許可を受けようとするものは占用の目的、占用の期間、占用の場所等を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされた

市有地占用料の納期限について、財務規則に基づき、適正な事務処理を行うこととした。

公園占用料、公園使用料及び市有地占用料の納期限について、財務規則に基づき、適正な事務処理を行うこととした。

都市公園法に基づき、許可申請書について、占用期間を明記し適正な事務を行うこととした。

<p>い。</p> <p>(ウ) 市有地占用料にかかる許可事務について、許可申請書に占用の期間が記載されていないものがあった。</p> <p>財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>財務規則に基づき、占用許可申請について、適正な内容を明記し提出されるよう、指導した。</p>
<p>エ 道路河川課</p> <p>(ア) 道路占用料及び河川占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>道路占用料及び河川占用料の納期限について、財務規則に基づき、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>(イ) 道路占用許可事務及び河川占用許可事務において、使用許可申請書に、占用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>道路法第32条第2項には、占用目的、期間、場所等を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないと規定されている。また、河川法施行規則第12条に別記様式により記載事項が定められている。</p> <p>占用料の算出根拠となる事項であり、規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>道路占用及び河川占用許可申請書の占用期間の記載について、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>(ウ) 道路占用料において、許可後、約6ヶ月が経過するなか占用料の納入されてい</p>	<p>道路占用料の督促などの対応について、規定に基づき適正な事務処理を行うこととした。</p>

ないものがあり、督促などの対応記録が整備されていないものがあった。

道路法第73条には、納入すべき占用料を納付しないものがある場合、道路管理者は、督促状によって期限を指定して督促しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(エ) 市道境界確定等に係る奥書証明手数料において、証明書交付時に納入通知が発せられ、幾日か経過した後に手数料が納付されているものがあった。

亀岡市手数料徴収条例第4条には、手数料は申請があった際に、申請者から徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理となるよう改められたい。

(オ) 道路新設改良事業費、河川改良事業費等に係る事務補助者等賃金の支出事務において、複数の事業に係る複数の臨時的任用職員の任用を一括して処理しているが、各事業に係る事務計画、担任割合等が明確でなかった。

賃金の支出にあたっては、各事業への従事内容、担任割合等を明確にし、適正な事務処理をされたい。

オ 建築住宅課

(ア) 市有地占用許可事務において、使用許可申請書に、占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

市道境界確定等に係る奥書証明手数料において、証明書交付時に手数料を納付するよう改善した。

賃金の支出にあたっては、各事業への従事内容、担任割合等を明確にした。

財務規則に基づき、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか、財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させるよう改善した。

<p>規定に基づき適正な事務処理をされた い。</p> <p>(イ) 市有地占用料において、占用料を無償とする理由が不明瞭なものがあつた。</p> <p>地方自治法第225条の法意は、原則的には適正な額による使用料を徴収すべきであると解されており、公益上の理由その他特別の理由により減額・免除する場合は、その理由を具体的に示す必要がある。</p> <p>適切な事務処理となるよう改善された い。</p>	<p>公益上の理由その他特別の理由により減額・免除する場合には、その理由を具体的に示すよう改善した。</p>
---	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があつたので、次のとおり公表する。

平成24年6月26日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>イ 環境事業課</p> <p>(ア) 目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となつていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日</p>	<p>平成24年度の目的外使用許可物件の占用料に係る納入通知書については、4月末日が休日に当たるため、その翌日の5月1日を納期限とした。</p>

<p>とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 目的外使用許可事務において、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 市民課</p> <p>自動車臨時運行許可証交付事務において、申請書に押印がないもの、紛失等における実費弁償の徴収がされていないものがあった。</p> <p>自動車臨時運行許可に関する規則には、番号標を亡失し、又はき損した者は、実費弁償をしなければならないと規定されている。</p> <p>番号標の管理及び適切な債権の管理をされたい。</p>	<p>目的外使用許可申請書に記載漏れがないよう確認を行い、申請書を提出させた。</p> <p>自動車臨時運行番号標については、亡失等した場合は必ず実費弁償を徴収し、領収済通知書を添付して保管を行った。</p> <p>また、実費弁償を徴収してから、亀岡市自動車臨時運行許可に関する規則第7条第1項及び第2項の規定に基づき、失効の告示及び関係機関への通知を徹底した。</p>
--	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月26日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部                      環境政策課</p> <p>ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。                      施設・設備の業務委託において、決裁書類に随意契約とする理由の記載がされていなかった。                      ついては、決裁書類に随意契約とする理由を記載されたい。</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。                      決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。                      ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。                      随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。                      また、第2号以下を適用しているものの中に、予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。</p>	<p>施設・設備の業務委託において、決裁書類に随意契約とする理由を記載した。</p> <p>財務規則に基づき、適切な予定価格を設定するよう改善した。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものについては、第1号を適用するよう措置した。</p>
<p>環境事業課</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p>	

<p>決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。</p> <p>については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。</p> <p>随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。</p> <p>また、第2号以下を適用しているものの中に、予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。</p> <p>保険医療課</p> <p>ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあるが、第2号を適用していた。</p> <p>については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>財務規則に基づき、適切な予定価格を設定するよう改善した。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものについては、第1号を適用するよう措置した。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものについては、第1号を適用するよう措置した。</p>
---	---

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1,494人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,900人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,450人

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第13号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の収益勘定中

「

受託工事収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
--------	--	------------------------

」

を

「

受託工事収益		
	受託工事収益	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益

」

に、

「

他会計補助金		
	他会計補助金	収益的支出を負担とすることを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの

」

を

「

他会計補助金		
	一般会計補助金	収益的支出を負担とすることを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
消費税還付金		
	消費税還付金	

」

に改め、同表の(1)の費用勘定中「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第6条、第8条又は第9条」を「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第13条、第15条又は第16条」に、

「

営業外費用			
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金	
		退職給与金償却	
		開発費償却	
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	

」

を

「

営業外費用			
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金	
		退職給与金償却	
		開発費償却	
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	
	雑支出		
		特定収入仮払消費税	
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
予備費			
	予備費		
	予備費		

」

に改め、備考として次のように加える。

備考 節の科目については、特別の必要ある場合は、別に定めることができる。

別表第1の(1)の資産勘定中

「

施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	地方債	
	国債	
	株式	
	社債	
	その他有価証券	
	出資金	

」

を

「

施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
電話加入権		
投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	地方債	
	国債	
	株式	
	社債	
	その他有価証券	
出資金		
	出資金	

」

に、「職長に対する長期貸付金」を「職員に対する長期貸付金」に、

「

未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
--------	----------------

」

を

「

未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
未収消費税及び地方消費税還付金	

」

に、

「

前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
その他流動資産	保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのもの
	その他雑流動資産		上記以外の流動資産

」

を

「

前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	前払消費税及び地方消費税		
	その他前払金		
保管有価証券	保管有価証券		
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税		
	特定収入仮払消費税及び地方消費税		
	その他流動資産		上記以外の流動資産

」

に改め、同表の(1)の負債勘定中

「

営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
-------	--	-----------------------

」

を

「

営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
営業外未払金	未払消費税及び地方消費税	
	その他営業外未払金	

」

に、

「

前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金		前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債

」

を

「

前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金		前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
預り金			
預り有価証券			
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	仮受消費税及び地方消費税		
	その他流動負債		

」

に改め、同表の(1)の資本勘定中

「

資本剰余金			
	再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	国庫補助金		建設工事に関する国庫補助金
	受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
	寄附金		建設又は改良工事に要する資金に充てるための寄附金
	工事負担金		建設又は改良工事のための負担金
	他会計負担金		他会計からの負担金
	保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	工事分担金		建設又は改良工事のための分担金
	府補助金		建設工事に関する府補助金
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金

」

を

「

資本剰余金			
	工事負担金		建設又は改良工事のための負担金
	他会計負担金		他会計からの負担金
	国庫補助金		建設工事に関する国庫補助金
	府補助金		建設工事に関する府補助金
	工事分担金		建設又は改良工事のための分担金
	受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
	再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	寄附金		建設又は改良工事に要する資金に充てるための寄附金
	保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金

」

に、利益剰余金の款項の欄中「利益剰余金」を「利益剰余金（又は欠損金）」に改め、同表の(1)の整理勘定中

「

出資金			
	出資金		
		出資金	

」

を

「

出資金			
	出資金		
予備費		出資金	
	予備費		
		予備費	

」

に改め、別表第1の(2)の収益勘定中

「

他会計補助金		
	他会計補助金	収益的支出を負担とすることを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの

」

を

「

他会計補助金		
	他会計補助金	収益的支出を負担とすることを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
消費税還付金		
	消費税還付金	

」

に改め、同表の(2)の費用勘定中「地方公営企業法施行規則第6条、第8条又は第9条」を「地方公営企業法施行規則第13条、第15条又は第16条」に、

「

営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	

」

を

「

営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	
	雑支出		
		特定収入仮払消費税	
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
予備費			
	予備費		
	予備費		

」

に改め、備考として次のように加える。

備考 節の科目については、特別の必要のある場合は、別に定めることができる。

別表第1の(2)の資産勘定中

「

施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
投資有価証券		金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	地方債	
	国債	
	株式	
	社債	
	その他有価証券	
	出資金	

」

を

「

施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
電話加入権		
投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	地方債	
	国債	
	株式	
	社債	
	その他有価証券	
	出資金	
出資金		

」

に、

「

未收受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
--------	----------------

」

を  
「

未收受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
未収消費税及び地方消費税還付金	

」

に、  
「

前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
その他流動資産	保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
	その他雑流動資産		上記以外の流動資産

」

を  
「

前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	前払消費税及び地方消費税		
	その他前払金		
保管有価証券	保管有価証券		
	その他流動資産		
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税		
	特定収入仮払消費税及び地方消費税		
	その他流動資産		上記以外の流動資産

」

に改め、同表の(2)の負債勘定中

「

営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
-------	--	-----------------------

」

を

「

営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
営業外未払金	未払消費税及び地方消費税	
	その他営業外未払金	

」

に、

「

前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金		前受下水道使用料等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債

」

を

「

前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
	営業前受金		前受下水道使用料等主たる営業活動に係る収益の前受額
	営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
預り金			
預り有価証券			
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	仮受消費税及び地方消費税		
	その他流動負債		

」

に改め、同表の(2)の資本勘定中

「

資本剰余金			
再評価積立金			令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
国庫補助金			建設又は改良工事に要する資金に充てるための国庫補助金
府補助金			建設又は改良工事に要する資金に充てるための府補助金
受益者負担金			建設又は改良工事のための負担金
工事負担金			建設又は改良工事のための負担金
他会計負担金			建設又は改良工事のための他会計からの負担金
受贈財産評価額			贈与を受けた財産の評価額
寄附金			建設又は改良工事に要する資金に充てるための寄附金
保険差益			固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
その他資本剰余金			上記以外の資本剰余金

」

を

「

資本剰余金			
	国庫補助金		建設又は改良工事に要する資金に充てるための国庫補助金
	府補助金		建設又は改良工事に要する資金に充てるための府補助金
	受益者負担金		建設又は改良工事のための負担金
	工事負担金		建設又は改良工事のための負担金
	他会計負担金		建設又は改良工事のための他会計からの負担金
	受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
	再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	寄附金		建設又は改良工事に要する資金に充てるための寄附金
	保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金	

」

に、利益剰余金の款項の欄中「利益剰余金」を「利益剰余金（又は欠損金）」に改め、同表の(2)の整理勘定中

「

負担金返還金			
	受益者負担金返還金		
		受益者負担金返還金	

」

を

「

負担金返還金			
	受益者負担金返還金		
予備費		受益者負担金返還金	
	予備費		
		予備費	

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市指定給水装置工事事業者規程及び亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第14号

亀岡市指定給水装置工事事業者規程及び亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程の一部を改正する規程

(亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 亀岡市指定給水装置工事事業者規程(平成10年亀岡市公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程の一部改正)

第2条 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程(平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「(以下「試験」という。)」を削る。

第3条第1項中「別記第1号様式による申請書」を「下水道排水設備指定工事事業者指定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)」に改め、同条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削り、同項第4号中「専属する責任技術者の名簿」を「専

属責任技術者名簿」に改め、同項第6号中「工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する調書」を「機械器具調書」に改める。

第5条第3項中「き損」を「毀損」に、「別記第6号様式による申請書」を「指定工事事業者証再交付申請書(別記第6号様式)」に改める。

第8条第1項中「別記第1号様式による申請書」を「申請書(別記第1号様式)」に改める。

第9条第1項中「別記第7号様式による指定辞退届」を「指定工事事業者指定辞退届(別記第7号様式)」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「別記第8号様式による異動届」を「指定工事事業者異動届(別記第8号様式)」に改める。

第10条第2項及び第14条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「様」を「(宛先)」に改める。

別記第6号様式中「様」を「(宛先)」に、「き損」を「毀損」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「様」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成24年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

### 記

1 指定した日

平成24年6月20日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
263	株式会社 シンエイ	代表取締役 木原 朗広	大阪市中央区釣鐘 町2丁目1番4号 ビルハイタウン 302号

「揭示済」

## 公 告

亀岡市上下水道部公告第5号

公道下における給配水管漏水等の修繕工事及び待機業務委託について、公募型（簡易）指名競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 件名

公道下における漏水等による給配水管修繕工事及び待機業務

2 概要

履行場所 亀岡市上水道及び簡易水道給水区域

内 容 1 公道下における漏水等による給配水管修繕工事  
2 出水不良及び水質異常等に係る事前調査及び対処  
上記内容に係る24時間体制での待機業務

履行期間 平成24年7月1日～平成25年3月31日

3 入札参加資格要件

- (1) 亀岡市内に本店を有する「亀岡市指定給水装置工事事業者」でありかつ、平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格者名簿の水道施設工事部門に登載し、過去5年以内に給水装置工事及び給配水管修繕工事の実績のある業者5社以上で構成する共同企業体または、亀岡市指定給水装置工事事業者で組織する法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定

に該当するものでないこと。

- (3) 本入札参加申請書等の提出期限において、亀岡市の指名停止等措置を受けていないこと。
- (4) 履行期間内において、24時間体制により常に連絡が受けられ、対応できる体制を整えられること。
- (5) 発注者から、漏水修繕工事の指示がされた場合、平常業務に優先して速やかに対応し、依頼を受けてから1時間以内に現地調査、現場着手すること。
- (6) 修繕工事の現場において、技術力不足等による作業の遅延が発生しないよう、状況に応じ十分な体制を講じ、現場の速やかな完了に努めること。
- (7) 修繕工事に必要な機械器具、管材料及び補修材料について、速やかに調達できる体制を整えること。
- (8) 共同企業体においては出資比率の最小限度を15%以上とし、代表者は構成員中最大とする。

#### 4 入札の方法

資格審査に合格したものにより、競争入札を行う。

#### 5 入札参加申請書等の受付

- (1) 受付時間  
平成24年6月13日(水)から平成24年6月19日(火)まで  
(受付時間：午前9時から12時、午後1時から4時)
- (2) 提出場所  
亀岡市上下水道部水道課
- (3) 提出書類  
指名競争入札参加申請書  
共同企業体協定書  
主任技術者の配置予定書

#### 6 入札参加申請書の入手方法

- (1) 配布期間  
平成24年6月12日(火)から平成24年6月18日(月)まで  
(受付時間：午前9時から12時、午後1時から4時)
- (2) 配布場所  
亀岡市上下水道部水道課  
(電話：0771-25-6763)

#### 7 入札条件及び設計図書等の閲覧

入札条件及び見積に必要な設計図書等の閲覧については、入札執行通知書により別途通知する。

(問い合わせ先)

亀岡市上下水道部水道課  
(電話：0771-25-6763)

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第3号

平成24年6月18日に実施した亀岡市立病院職員（看護師）採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成24年12月28日までとする。

平成24年6月25日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1

「揭示済」